

令和7年第1回 小坂町農業委員会会議録

令和7年1月9日（木）14時00分役場会議室において招集した。

1. 出席委員（10人）は次のとおりである。

1番	安 保 清 栄	2番	中 村 修太郎	3番	阿 部 龍 平
5番	木 村 功	4番	小 舘 康 弘	6番	宮 舘 秀 樹
7番	奈 良 延 浩	8番	本 田 立 子	9番	中 村 仁
10番	亀 田 静 子				

2. 欠席委員（0人）は次のとおりである。

なし

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 岩 澤 秀 一
事務局主査 細 越 浩 美

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局主査 細 越 浩 美

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

1番 安 保 清 栄 2番 中 村 修太郎

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

日程第1	報告 第 1号	農業者年金加入推進セミナー・県選出国會議員要請集会・全国農業委員会会長代表者集会について
	報告 第 2号	小坂町農業委員研修会について
	報告 第 3号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第2	決定 第 1号	小坂町農用地利用集積計画を定めることについて
	決定 第 2号	小坂町農用地利用等促進計画を定めることについて

（14：00）

議 長 皆様、明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしく申し上げます。
（亀田） それでは、定刻になりましたので、これから令和7年第1回の総会を始めたいと思
います。

出席状況について、報告をお願いいたします。

事務局 現時点で10名出席です。

議 長 只今の出席者は10名出席です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項
の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

本日の会議録署名委員を指名いたします。1番安保清栄委員、2番中村修太郎委員
の両名を指名いたします。

（14：03）

議 長

では、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は1ページのとおりとなります。

日程第1、報告第1号について、事務局より説明を求めます。

事務局

日程第1、報告第1号を説明いたします。

まず、2ページをお開き下さい。本来であればそれぞれの会議について報告するべきと思いますが、県北地区農業委員会会長会の同一の日程で行ったため一括で説明します。

始めに農業者年金加入推進セミナーについて報告します。資料は3ページからになります。

このセミナーは例年この時期に開催しているもので、11月27日に都内の銀座ブロッサムを会場に行われました。内容は4ページの目次にありますとおり、農業者年金に関する研修が中心でした。資料につきましては量が多いため省略させていただいております。最後に、5ページのとおり申し合わせ決議が行われ、若い農業者と女性農業者への加入取り組み強化と、政策支援対象者への働きかけの強化について決議しました。

次に、同日、会場を変えて行った、県選出国會議員要請集会について報告いたします。資料は6ページからになります。

この集会には、秋田県選出国會議員7名が出席しました。出席者は、7ページの出席者名簿のとおりです。

要請書は9ページからとなります。内容は食料・農業・農村基本法の改正に伴う基本計画の内容強化について、5項目の要望であります。要点としては農業関連予算の増額、農業経営維持のための政策強化です。具体的には生産コストを反映した価格形成制度、農業法人の育成確保、有害鳥獣対策、農業農村整備事業の促進、農業委員会組織への支援等多岐にわたるものとなっております。

次に、翌28日に文京シビックホールで開催された全国農業委員会会長代表者集会について報告いたします。資料は15ページからになります。

この集会は、全国農業会議所設立70周年記念式典を兼ねて開催されました。16ページの次第にありますとおり、会議の前段で創立70周年記念表彰が行われ、次のページのとおり、秋田県農業会議前会長の二田孝治氏が農林水産大臣より感謝状が授与されました。

次に、19ページのとおり、1号議案として新たな食料・農業・農村基本計画と農業関係予算に関する要請決議が採択されました。食料安全保障強化のため、農地や農家を守るための政策提言として10項目にわたる内容となっております。

次に、22ページのとおり2号議案として全国運動推進に関する申し合わせ決議が採択されました。内容は地域計画の実現の後押しのため、農業委員会の強化についてとなっております。

最後に3号議案として、情報活動の一層の強化に関する申し合わせ決議が採択されました。内容は全国農業新聞の購読拡大や関連書籍の利用促進などです。

以上で日程第1、報告1号の説明を終了します。

議 長

ここで、暫時休憩します。

(14:07)

議 長

再開します。

(14:12)

議 長 報告第 1 号について質問意見等ありますか。
ないようですので、よろしいでしょうか。
各委員 はいの声あり。
議 長 それでは、日程第 1、報告第 1 号を終了します。
(14:12)

事務局 日程第 1、報告第 2 号について、事務局より説明を求めます。
日程第 1、報告第 2 号を説明いたします。
資料は 28 ページからになります。
今回の農業委員研修は、今後増加することが予想されるニホンジカ、イノシシの鳥獣被害について、岩手県遠野市の取り組みを研修してきました。
遠野市の令和 5 年の農作物被害は、年間 1 億 1 千万円を超えています。また、29 ページ上段にありますとおり 5,763 頭のニホンジカが捕獲され、これは遠野市だけで県内全体の 2 割に相当する数です。
この被害に対応するため、遠野市では、猟友会 112 人 10 班による鳥獣被害対策実施隊を組織し、鳥獣被害動物の駆除活動に当たっています。市ではこの活動を後押しするため、30 ページ下段にありますとおり捕獲に対する交付金、猟銃購入助成等の助成を実施しております。
特色ある活動として、実施隊をサポートする組織として農家主体の「捕獲応援隊」を育成しております。詳細については 33 ページ以降になります。この応援隊は各集落の農家を無償ボランティアとして市が任命しているもので、狩猟免許を所持している実施隊がワナを設置し、応援隊がワナを随時巡回点検して、捕獲した際に実施隊へ連絡し、実施隊が捕殺等の駆除を行うという仕組みになっています。このことにより、地域全体で鳥獣被害防止の機運が醸成されているとのことです。
以上で日程第 1、報告 2 号の説明を終了します。

議 長 ここで、暫時休憩します。
(14:15)

議 長 再開します。
(14:24)

議 長 報告第 2 号について質問意見等ありますか。
ないようですので、よろしいでしょうか。
各委員 はいの声あり。
議 長 それでは、日程第 1、報告第 2 号を終了します。
(14:24)

事務局 日程第 1、報告第 3 号について、事務局より説明を求めます。
日程第 1、報告第 3 号を説明いたします。
資料は 40 ページからになります。
農地が相続された場合、農地法第 3 条の 3 の規定で農業委員会に届出をすることとなっています。今回は 4 件の届出がありました。
1 件目は、42 ページが届出の写しとなっております。田 2 筆、畑 2 筆の届出とな

っております。農業委員会によるあっせん希望があります。

2件目は、43ページが届出の写しとなっております。畑2筆の届出となっております。農業委員会によるあっせんは不要となっております。

3件目は、45ページが届出の写しとなっております。畑3筆の届出となっております。

4件目は、46ページが届出の写しとなっております。田3筆の届出となっております。3件目と4件目は同一人物からの届出となっておりますが、被相続人が違うため別々の届出となっております。ともに農業委員会によるあっせん希望となっております。

以上で日程第1報告第3号の説明を終了します。

議 長 ここで、暫時休憩します。
(14:26)

議 長 再開します。
(14:42)

議 長 報告第3号について質問意見等ありますか。
ないようですので、よろしいでしょうか。

各委員 はいの声あり。

議 長 それでは、日程第1、報告第3号を終了します。
(14:43)

事務局 日程第2、決定第1号について、事務局より説明を求めます。

日程第2、決定第1号を説明いたします。

資料は49ページからになります。農用地利用集積計画による利用権設定3件であります。50ページが農業委員会の意見を求める町からの文書です。

51ページが1件目の集積計画で、先月合意解約があった田です。10アール当たり5,000円で、5年間の契約です。52ページが位置図です。

53ページが2件目の集積計画で、10アール当たり5,000円で5年間の契約です。54ページが位置図です。

55ページが3件目の集積計画で、10アール当たり5,000円で5年間の契約です。56ページが位置図です。

3件とも地域の農業法人が借り主となっています。

以上で日程第2、決定第1号の説明を終了します。

議 長 ここで、暫時休憩します。
(14:44)

議 長 再開します。
(14:49)

議 長 決定第1号について質問意見等ありますか。
ないようですので、よろしいでしょうか。

各委員 はいの声あり。

議 長	それでは、日程第 2、決定第 1 号を終了します。 (1 4 : 4 9)
事務局	日程第 2、決定第 2 号について、事務局より説明を求めます。 日程第 2、決定第 2 号を説明いたします。 資料は 5 8 ページからになります。 今回、農地中間管理機構を通して賃借権を設定した農地について、賃借権をほかの農業者に移転するもの 3 件です。 5 9 ページが農業委員会の意見を求める町からの文書です。 権利を移転する者及び権利を移転される者は同じですが、所有者と契約の内容が別々であるため、それぞれの計画となっております 6 0 ページが 1 件目の促進等計画で、1 0 アール当たり 7, 0 0 0 円で、契約の残り期間 8 年 9 か月の契約です。6 3 ページが位置図です。 6 1 ページが 2 件目の促進等計画で、1 0 アール当たり 7, 0 0 0 円で、契約の残り期間 9 年 8 か月の契約です。6 4 ページが位置図です。 6 2 ページが 3 件目の促進等計画で、1 0 アール当たり 7, 0 0 0 円で、契約の残り期間 9 年 8 か月の契約です。6 4 ページが位置図です。 以上で日程第 2、決定第 2 号の説明を終了します。
議 長	ここで、暫時休憩します。 (1 4 : 5 1)
議 長	再開します。 (1 4 : 5 3)
議 長	決定第 2 号について質問意見等ありますか。 ないようですので、よろしいでしょうか。
各委員	はいの声あり。
議 長	それでは、日程第 2、決定第 2 号を終了します。 (1 4 : 5 4) これで総会の議案はすべて終了しましたので、ただいまを持ちまして第 1 回総会を終了します。 (1 4 : 5 4)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 亀田 静子

署 名 委 員 安 保 清 栄

署 名 委 員 中 村 修 太 郎
